

大川広域行政組合消防長表彰規程

〔平成16年 3月29日〕
訓 令 第 11 号

改正 平成17年 3月28日訓令第 8号 平成21年 2月25日訓令第 2号

(目的)

第1条 この規程は、大川広域行政組合消防長（以下「消防長」という。）が行う消防職員及び一般消防協力者の表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(消防職員の表彰)

第2条 消防長は、消防職員で次の各号のいずれかに該当し他の模範と認められる個人又は団体を表彰することができる。

- (1) 水火災その他の災害の警戒、防ぎよ又は人命救助に努め、その功績が抜群の者
- (2) 火災予防上特に顕著な功績があった者
- (3) 消防機械器具の発明、考案又は改良を行い、その功績が顕著な者
- (4) 常に消防技能及び消防知識の向上に努めた者
- (5) 職務の遂行につき、能率の向上又は合理化に顕著な成績をあげた者

2 消防長は、前項の表彰に併わせ優良章を贈ることができる。

(一般の表彰)

第3条 消防長は、一般の消防協力者で次の各号のいずれかに該当し他の模範と認められる個人又は団体を表彰することができる。

- (1) 水火災その他の災害において人命救助をした者
- (2) 火災を早期に発見し、迅速かつ的確に通報し、又は初期消火に従事し、被害を最少限に止めたと認められる者
- (3) 火災予防思想の普及又は消防施設の整備拡充に努めた者
- (4) その他特に消防、救急、救助活動に寄与し、功績があると認められる者

(表彰の欠格)

第4条 表彰を受けるべき者が、表彰前に次の各号に該当するときは表彰は行わない。

- (1) 刑事事件に関して現に起訴されている者、又は刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）
- (2) 懲戒処分により免職又はその処分の重いとき。
- (3) その他表彰の趣旨に反すると認められる者

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状、感謝状又は賞詞とし、記念品を加授することができる。

2 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡したときは、前項について遺族に贈るものとする。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、その事績が発生した都度速やかに行うものとする。

(審査委員会)

第7条 表彰の適否を審査するため消防長表彰審査委員会を置く。

2 審査委員長は、消防長をもって充て、委員は消防次長、消防本部の課長及び消防署長をもって

充てる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ定める委員がその職務を代理する。

4 委員長及び委員は、自己に関係ある事項の審査に加わることはできない。

(表彰の具申)

第8条 具申すべき事案のあるときは、所属長は、慎重に調査して表彰具申書(別記様式)により速やかに消防長に具申しなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(大川広域行政組合消防長表彰規程の廃止)

2 大川広域行政組合消防長表彰規程(昭和52年大川地区広域行政振興整備事務組合訓令第3号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の日の前日までに、大川広域行政組合消防長表彰規程の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年3月28日訓令第8号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月25日訓令第2号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式（第8条関係）

表彰具申書

年 月 日	
大川広域行政組合消防長 殿	
所属長 印	
次のとおり表彰を具申します。	
所 属 階級、氏名 (住所、氏名)	
事案発生年月日及び場所	
功績があると認められる事項	
その他参考事項	